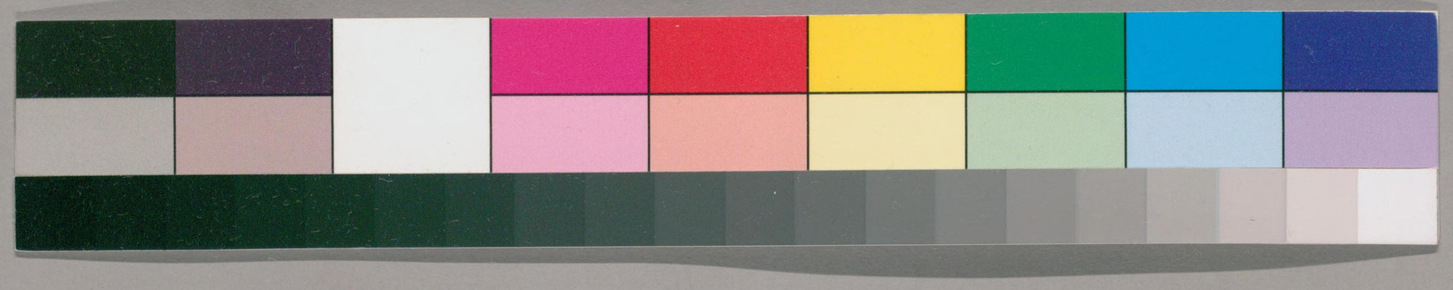

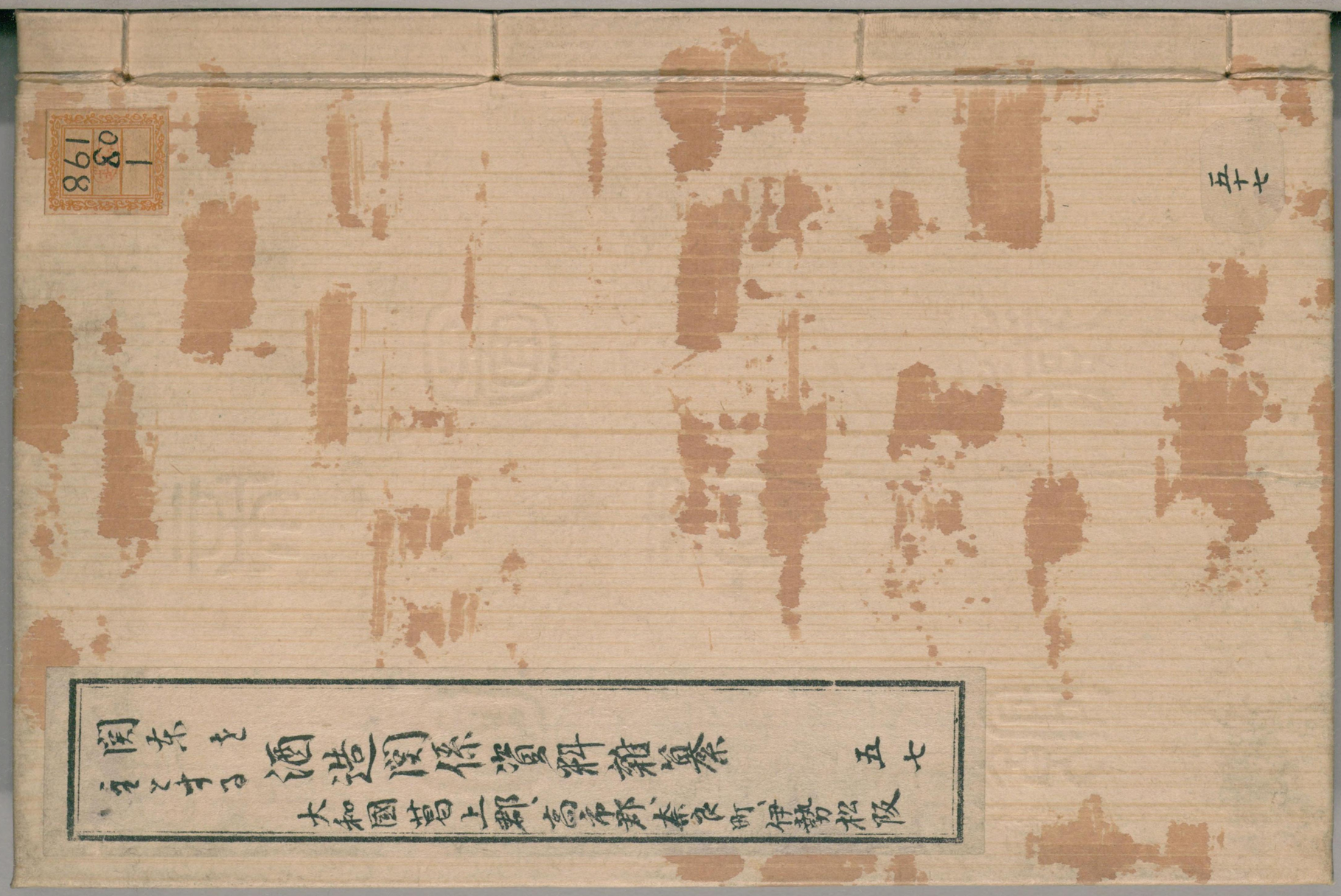

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

文政八百年十月

酒造株一件書留帳

西水宮庵村

國立圖書館
昭 24. 3. 29 和
寄贈

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

覺

一 素良町中酒造は員数之事去未ノ年
造は石高に自とは後造ヘ中ニ之御売申
之儀渡は勿論右之石高ゟ少も多造は依
其無之為ニ去用事

一 素良町地酒屋酒とうしこ事自今以後

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

[illegible]

[illegible]後は勿論右之石高ゟ少も多造は依

[illegible]其用事

一 素良町趣酒屋酒とうしこと事自今以後

[illegible]は其所出は[illegible]素良町中と名別他江

[illegible]酒とうしこと[illegible]職任[illegible]は[illegible]役勤之

[illegible]根之[illegible]は大一云ヶ[illegible]

[illegible]相遠者之ヶ事

一 般若寺辻田晒屋[illegible]代[illegible]は大右

酒とうし同[illegible]相遠者之

ヶ事

右之趣[illegible]相[illegible]は根急度[illegible]

申

[illegible]月廿六日 忠次

素良町

済もの以前ゟ奈良田中之所ゟ相[illegible]
之酒さらし之職仕ル處ゟ之役勤之
おゐて壱万根之搾ゟ大一二戸ゟ處迄ニ
取扱勝ニ相違無之ヶ事

一 般若寺辻田晒屋ニ代々ともゟ右
酒さらし同前ニ取扱候無相違無之
ヶ事

右之趣無相違可相守急度可相触者也

申
五月廿六日　忠次（印）

奈良町
年寄
町代中

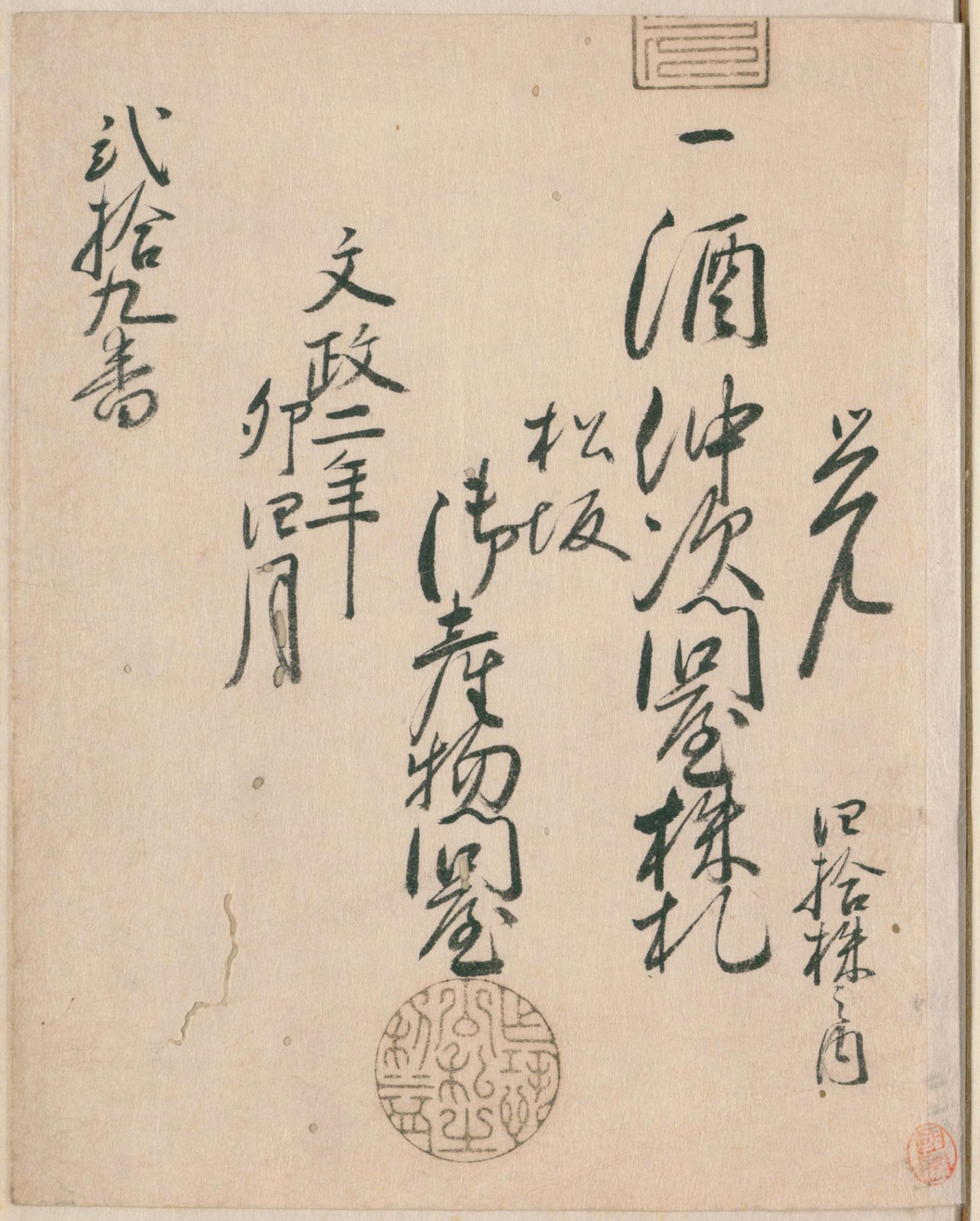

一酒神次圖株札

松坂

御産物圖

文政二年
卯四月

弐拾九番

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

19933

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

861
80
1

国立国会図書館　　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『関東を主とする酒造関係資料雑纂』　請求記号 861-1

ガラス使用